

阿久比町水道料金及び 下水道使用料審議会

－ 第 2 回 －

下水道使用料改定について

令和 5 年12月19日

愛知県阿久比町

—— 目 次 ——

1. 現在の使用料体系
 - 1 - 1. 阿久比町の使用料体系
 - 1 - 2. 知多 5 市 2 町との比較
2. 使用料改定案の検討
 - 2 - 1. 基本的考え方
 - 2 - 2. 検討条件
 - 2 - 3. 検討案
3. 今後の予定

1. 現在の使用料体系

1-1. 阿久比町の使用料体系

- 基本使用料と従量使用料から構成される「**二部使用料制**」を採用しています。
- 基本水量（10m³/月）の範囲内では、使用量の多寡に係わらず使用料が定額となる「**基本水量制**」を採用しています。
- 従量使用料については、使用量の増加に応じて使用料単価が高くなる「**累進使用料制**」を採用しています。

現在の使用料体系

税抜き価格

水量区分 (m ³ /月)	使用料 (円/月)	備考
0 ~ 10 m ³	800	基本使用料
11 ~ 20 m ³	90	累進性 超過使用料 (1 m ³ につき)
21 ~ 40 m ³	105	
41 ~ 100 m ³	130	
101 ~ 500 m ³	165	
501 m ³ ~	210	

1. 現在の使用料体系

1-2. 知多5市2町との比較

使用料体系の比較

(円/㎡) 税抜き価格

水量区分 (m ³ /月)		阿久比町	半田市	常滑市	東海市	大府市		知多市	東浦町	武豊町
						R4.10~	R7.4~			
基本使用料		800	600	300	800	750	800	380	750	800
0 ~ 10			60	50		5	10	53		
11 ~ 20		90	105	75	95	85	95	111	85	90
21 ~ 30		105	130	110	130			121	95	105
31 ~ 40			130	145	130	165	100	110	105	
41 ~ 50		180		140	165					210
51 ~ 60			130			180	165	210	115	
61 ~ 80		165		250	200					210
81 ~ 100			165			250	200	210	130	
101 ~ 200		210		230	200					210
201 ~ 500			210			230	200	210	160	
501 ~		210		230	200					210

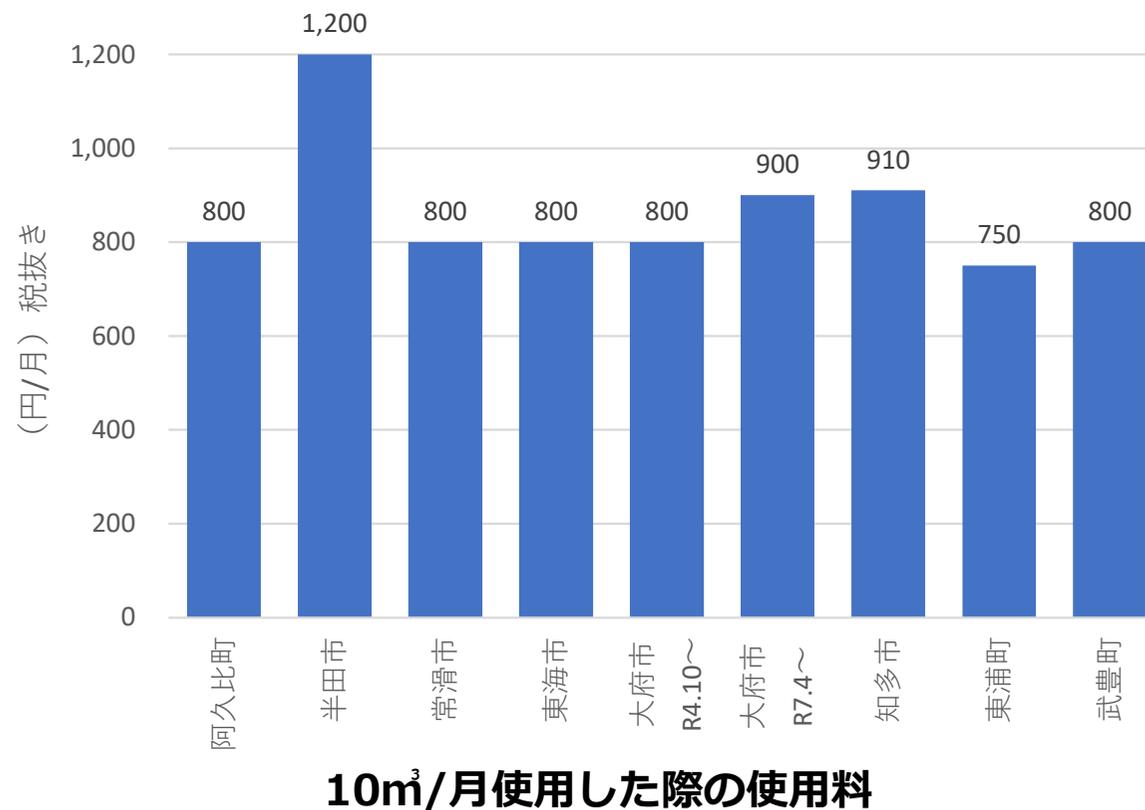
※半田市は令和5年4月、大府市は令和4年10月より使用料改定（値上げ）を実施している。

※半田市は令和7年度以降、大府市は令和7年4月に2段階目の改定を予定している。

1. 現在の使用料体系

1-2. 知多5市2町との比較

- ・各市町とも二部使用料制及び累進使用料制を採用しています。
- ・基本使用料は、各市町ばらつきはありますが、10m³使用した際の使用料は、半田市を除き、800円/月前後となっています。



2. 使用料改定案の検討

2-1. 基本的考え方

- ・下水道事業における使用料体系の設定の基本原則は、「**下水道法第20条第2項**」の規定となります。
- ・使用料体系の具体的検討は、公益社団法人日本下水道協会による「**下水道使用料算定の基本的考え方 2016年度版**」に基づいて行います。

下水道法 第20条第2項

使用料は、次の原則によって定めなければならない。

- 一 **下水の量及び水質その他使用者の使用の様態に応じて妥当なものであること。**
- 二 **能率的な管理の下における適正な原価をこえないものであること。**
- 三 **定率又は低額をもって明確に定められていること。**
- 四 **特定の使用者に対し不当な差別的取り扱いをするものでないこと。**

2. 使用料改定案の検討

2-1. 基本的考え方

- ・ 使用料の算定は、下記フローにより行います。
- ・ 「使用料体系の設定」の前段となる「使用料対象経費の算定」については、令和4年度の経営戦略策定時に概ね検討済みです。



使用料対象経費の算定（令和4年度の経営戦略策定時に概ね検討済み）



使用料体系の設定（令和5年度実施）

2. 使用料改定案の検討

2-1. 基本的考え方

- ・ 使用料の対象経費は、「**資本費＋維持管理費**」となります。ただし、対象経費は、長期前受金戻入及びその他控除額（公費負担分）を除外したものとなります。
- ・ 本町の使用料対象経費は、325,738千円（R3決算ベース）となります。

使用料対象経費

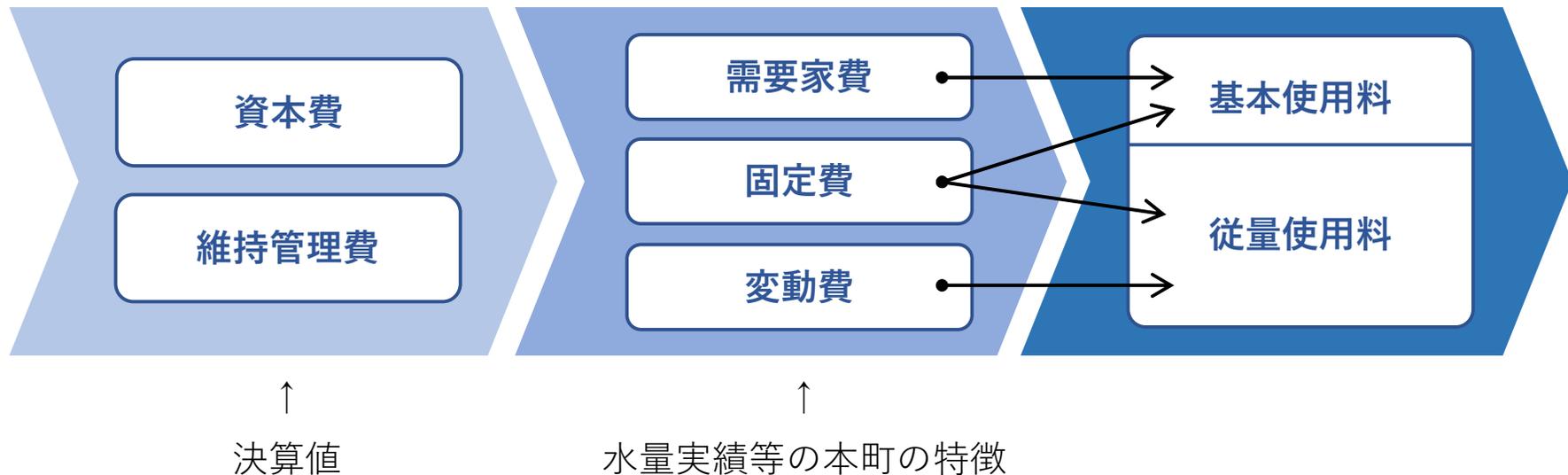
(千円)

科 目	経費	長期前受金 戻入	その他 控除額	使用料 対象経費
資本費	324,530	138,893	29,462	156,175
減価償却費	264,597	138,893	－	125,704
企業債利息	59,933	－	29,462	30,471
維持管理費	169,563	0	0	169,563
管渠費	7,521	－	－	7,521
総係費	34,123	－	－	34,123
流域下水道管理運営負担金	127,919	－	－	127,919
合 計	494,093	138,893	29,462	325,738

2. 使用料改定案の検討

2-1. 基本的考え方

- 「下水道使用料算定の基本的考え方」に基づき、資本費及び維持管理費は、「**需要家費**」「**固定費**」「**変動費**」に分解されます。
- さらに、使用水量等の本町の実態を反映した上で、「**基本使用料**」と「**従量使用料**」の体系を設定します。



2. 使用料改定案の検討

2-2. 検討条件



使用料の構成

現状どおり、二部使用料制（基本使用料＋従量使用料）及び累進使用料制を採用します。



水量区分

10m³まで、11～20m³まで…といった使用料算定の水量区分は、現状どおりとします。



使用料検討対象の数値

令和3年度決算値ベースに検討します。近年の実績及び将来値は大きな変化がないことを確認済みです。



段階的値上げ（激変緩和措置）

住民への急激な負担増を軽減するために、2段階での改定を検討します。

2. 使用料改定案の検討

2-3. 検討案

基本使用料

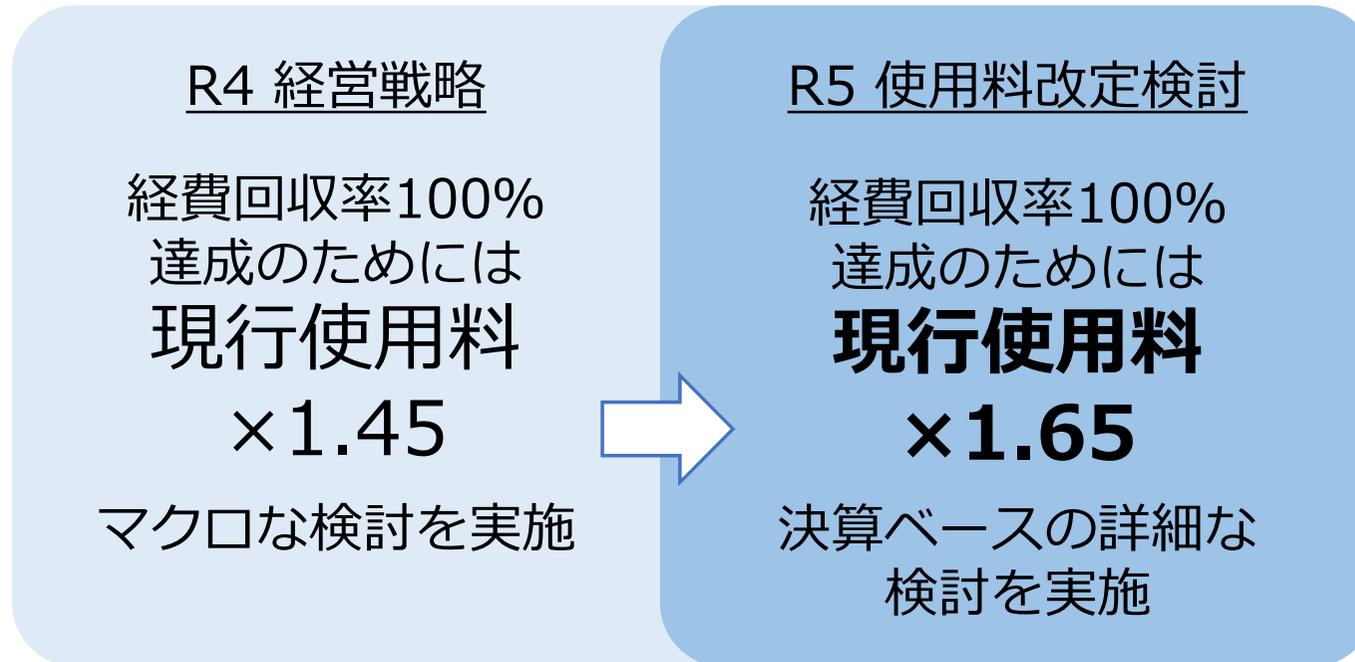
- ・ 現行の800円に加え、1,200円の場合の検討を行います。
- ・ 1,200円は、現行の1.45倍※として設定した値です。
※R4経営戦略において試算した改定倍率

従量使用料

- ・ 累進性を維持した上で、使用料対象経費を確保できる単価を設定します。
- ・ 経費回収率100%等を達成できる単価設定を検討します。

2. 使用料改定案の検討

2-3. 検討案



改定案 A 経費回収率100%を目標とした案
(平均改定倍率1.65倍)

改定案 B 使用料単価150円/m³ (国の示す指標)
を目標とした案

※ A B 各案の段階的値上げ案も検討します。

2. 使用料改定案の検討

2-3. 検討案

検討結果は別紙にて示します。

3. 今後の予定

令和7年度からの下水道使用料改定に向け、検討を進めていきます。

今後の審議会の予定（案）

回数	開催時期	主な内容
第1回	令和5年10月30日	<ul style="list-style-type: none">・下水道事業の概要・経営状況・経営状況の今後の課題
第2回	令和5年12月19日	<ul style="list-style-type: none">・現在の使用料体系・使用料改定案の検討
第3回	令和6年2月9日	<ul style="list-style-type: none">・使用料改定案の検討・使用料改定案のまとめ
第4回	令和6年5月頃	<ul style="list-style-type: none">・答申案